

令和4年6月20日

各位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

約款変更に関するお知らせ

当社は、令和4年6月20日に下記ETFについて、投資信託約款の重大な変更を提案し、法令に基づき書面による決議を行うこと、また、令和4年7月8日を基準日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めたことを、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

○約款変更の対象銘柄（2銘柄）

1551_JASDAQ-TOP20上場投信

1563_マザーズ・コア上場投信

(以下「本ETF」といいます。)

● 書類の送付

令和4年7月8日（基準日）現在の受益者に、令和4年8月10日ごろ、本件約款変更に関する書類を郵送いたします。

約款変更の具体的な手続やそれに関するお問合せ方法等は、お送りする書類の中で、ご確認ください。

● この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

約款変更について賛否を問う書面による決議を行いますが、議決権行使書面のご返信がなされない場合、変更案に賛成いただいたものとみなされますので、賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

○約款の変更内容の概要

<変更の内容>

本E T Fの運用の基本方針に記載の対象指数および本E T Fの名称の変更、並びに、本E T Fの受益権の取得および交換にかかる申込受付不可日につきまして変更を行います。

<変更の理由>

本E T Fは、設定以来、J A S D A Q-T O P 2 0および東証マザーズCore指数を対象指標として、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、運用を行って参りました。この度の東京証券取引所における市場構造の再編に伴い、2023年3月31日を最終日として、J A S D A Q-T O P 2 0および東証マザーズCore指数の計算が終了することとなりましたが、新指数として、それぞれ東証スタンダード市場T O P 2 0および東証グロース市場Core指数が提供されることとなりましたので、当該新指数を対象指標として本E T Fを引き続き継続して運用を可能といたします。

また、本E T Fの受益権の取得および交換の申込受付日の取扱いにつきまして、本E T Fの運営に支障がないように一時的に対応しておりましたが、明確にするべく本E T Fの受益権の取得および交換の申込受付の不可日につきまして、変更を行います。

J A S D A Q-T O P 2 0上場投信について

	新	旧
ファンドの名称	東証スタンダードT O P 2 0 E T F	J A S D A Q-T O P 2 0 上場投信
対象指数の名称	東証スタンダード市場T O P 2 0	J A S D A Q-T O P 2 0

※指数構成銘柄について次ページに記載しております。

マザーズ・コア上場投信について

	新	旧
ファンドの名称	東証グロース・コアE T F	マザーズ・コア上場投信
対象指数の名称	東証グロース市場Core指数	東証マザーズCore指数

※指数構成銘柄について次ページに記載しております。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解の程、宜しく申し上げます。

※ ご参考（指数構成銘柄について）

JASDAQ-TOP20上場投信について

新		旧	
コード	銘柄名	コード	銘柄名
1407	ウエストホールディングス	1407	ウエストホールディングス
2702	日本マクドナルドホールディングス	2138	クルーズ
2782	セリア	2656	ベクター
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	2702	日本マクドナルドホールディングス
3254	プレサンスコーポレーション	2706	プロックリー
4581	大正製薬ホールディングス	2782	セリア
4716	日本オラクル	3858	ユビキタスA I コーポレーション
5273	三谷セキサン	4080	田中化学研究所
6324	ハーモニック・ドライブ・システムズ	4293	セブテーニ・ホールディングス
6425	ユニバーサルエンターテインメント	4667	アイサンテクノロジー
6890	フェローテックホールディングス	4970	東洋合成工業
6960	フクダ電子	6324	ハーモニック・ドライブ・システムズ
7412	アトム	6425	ユニバーサルエンターテインメント
7512	イオン北海道	6769	ザインエレクトロニクス
7564	ワークマン	6787	メイコー
7716	ナカニシ	6890	フェローテックホールディングス
8066	三谷商事	7177	GMOフィナンシャルホールディングス
8303	新生銀行	7564	ワークマン
8572	アコム	7716	ナカニシ
9436	沖縄セルラー電話	8909	シノケングループ

マザーズ・コア上場投信について

新		旧	
コード	銘柄名	コード	銘柄名
2158	FRONTEO	2150	ケアネット
2160	ジーエヌアイグループ	2385	総医研ホールディングス
3993	PKSHA Technology	2438	アスカネット
4051	GMOフィナンシャルゲート	2497	ユナイテッド
4071	プラスアルファ・コンサルティング	3558	ロコンド
4165	プレイド	3622	ネットイヤーグループ
4180	Appier Group	3923	ラクス
4194	ビジョナル	4051	GMOフィナンシャルゲート
4375	セーフィー	4436	ミンカブ・ジ・インフォノイド
4385	メルカリ	4565	そーせいグループ
4477	BASE	6255	エヌ・ピー・シー
4478	フリー	6556	ウェルビー
4480	メドレー	7092	Fast Fitness Japan
4485	J TOWER	7829	サマンサタバサジャパンリミテッド
4565	そーせいグループ	8789	フィンテック グローバル
4593	ヘリオス		
4880	セルソース		
4934	プレミアアンチエイジング		
6027	弁護士ドットコム		
7342	ウェルスナビ		

○投資信託約款の変更の日程および手続きについて

日付	手続きの内容
令和4年7月8日(金) 基準日	当該基準日現在の受益者を、書面決議における議決権の行使可能な受益者といたします。
令和4年8月10日(水) までに書類を発送	当該基準日現在の受益者宛に、「議決権行使書」、「書面決議参考書類」、「買取請求手続きのご案内」等を発送いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ●約款変更「反対」の受益者の方は、同封する「議決権行使書」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。 ●約款変更「賛成」の受益者の方は、特に何もしていただく必要はありません。(返送されなかったものについては、法令および約款の規定により、賛成として取り扱われます。) ●「議決権行使書」の「否」の欄に丸印をつけて返送された受益者の方は、後述に記載する期間において本ETFの買取請求を行うことができますので「買取請求手続きのご案内」にてご説明いたします。
令和4年8月29日(月) 書面決議	令和4年8月26日(金) までに返送された「議決権行使書」をもって書面決議を行います。当該基準日現在の受益者の議決権(口数)の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
令和4年9月1日(木)～令和4年9月22日(木) 買取請求の受付期間	議決権行使において、反対をされた受益者の方は、本ETFの買取を請求することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ●議決権行使期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、当該約款変更の反対か否かにかかわらず、市場で売却することができます。
令和4年10月7日(金) 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更を行います。(当局に投資信託約款の変更の届出を行います。)

JASDAQ-TOP20 上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(ファンド名称) <u>東証スタンダードTOP20ETF</u></p> <p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額) 第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における<u>東証スタンダード市場TOP20指数</u> (以下「対象指数」といいます。)の終値 (小数点以下は切り上げます。)を200万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。)および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 <以下略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 取得申込者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下、「販売会社」といいます。)の所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。ただし、当該株式は、<u>対象指数</u>における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄の株式 (以下、「ユニット有価証券」といいます。)とし、抛出された株式の評価額が取得する受益権の評価額 (取得申込受益権口数に受益権の価額を乗じて得た額) に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。 ②~③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第5号に掲げるものを除く) における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. <u>対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間</u> 2. <u>対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</u> 3. <u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p>	<p>(ファンド名称) <u>JASDAQ-TOP20 上場投信</u></p> <p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額) 第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における<u>JASDAQ-TOP20指数</u> (以下「対象指数」といいます。)の終値 (小数点以下は切り上げます。)を200万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。)および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 <以下略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 取得申込者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社 (委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下、「販売会社」といいます。)の所定の方法により、その保有する株式をもって取得の申込みを行なうものとします。ただし、当該株式は、<u>JASDAQ-TOP20</u>における各構成銘柄の株式の数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄の株式 (以下、「ユニット有価証券」といいます。)とし、抛出された株式の評価額が取得する受益権の評価額 (取得申込受益権口数に受益権の価額を乗じて得た額) に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。 ②~③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第5号に掲げるものを除く) における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. <u>JASDAQ-TOP20</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. <u>JASDAQ-TOP20</u>構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の前営業日</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p>

5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑤ 第1項の取得申込者が、対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の個別銘柄時価総額に相当する部分に限り金銭をもって取得申込を行なうものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に発行会社等以外の者が取得申込みをする場合の信託適格有価証券における当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴するものとします。

⑥～⑩ <略>

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

1. この信託は、対象指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、対象指数に採用されている株式に投資を行いません。

2. 次に掲げる場合には、前号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

ア、対象指数の計算方法が変更された場合

イ、対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、対象指数における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合

ウ、追加信託ならびに受益権と株式との交換を行なう場合

エ、その他流動性を維持するために委託者が必要と認めた場合

3. 対象指数への流動性を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。

4. ～8. <略>

(交換請求)

第38条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と

5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑤ 第1項の取得申込者が、JASDAQ-TOP20に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいいます。当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みに係る株式のうち当該発行会社等の個別銘柄時価総額に相当する部分に限り金銭をもって取得申込を行なうものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。)に発行会社等以外の者が取得申込みをする場合の信託適格有価証券における当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴するものとします。

⑥～⑩ <略>

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

1. この信託は、JASDAQ-TOP20を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、JASDAQ-TOP20に採用されている株式に投資を行いません。

2. 次に掲げる場合には、前号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

ア、JASDAQ-TOP20の計算方法が変更された場合

イ、JASDAQ-TOP20に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、JASDAQ-TOP20における個別銘柄の株数の構成比率の修正が行なわれた場合

ウ、追加信託ならびに受益権と株式との交換を行なう場合

エ、その他流動性を維持するために委託者が必要と認めた場合

3. JASDAQ-TOP20への流動性を向上させるため、資金動向に応じて約款に定める有価証券指数等先物取引などを行なう場合があります。

4. ～8. <略>

(交換請求)

第38条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と

<p>判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除く)における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間</u> 2. <u>対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</u> 3. <u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>③~⑫ <略></p>	<p>判断される期日および期間(第5号に掲げるものを除く)における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>JASDAQ-TOP20</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. <u>JASDAQ-TOP20</u>構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の前営業日</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>③~⑫ <略></p>
---	--

マザーズ・コア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(ファンド名称) <u>東証グロース・コアETF</u></p> <p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額) 第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における<u>東証グロース市場Core指数</u> (以下「対象指数」といいます。)の終値 (小数点以下は切り上げます。)を150万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。)および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ②～④ <略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第5号に掲げるものを除く)における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. 対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき ⑤～⑩ <略></p> <p>(交換請求) 第38条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間 (第5号に掲げるものを除く)における交換請求については、当該交換請求の受</p>	<p>(ファンド名称) <u>マザーズ・コア上場投信</u></p> <p>(信託の目的、金額および追加信託金の限度額) 第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における<u>東証マザーズCore指数</u> (以下「対象指数」といいます。)の終値 (小数点以下は切り上げます。)を150万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する有価証券 (以下「信託適格有価証券」といいます。)および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 ②～④ <略></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～③ <略> ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間 (第5号に掲げるものを除く)における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. 対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の前営業日</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき ⑤～⑩ <略></p> <p>(交換請求) 第38条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間 (第5号に掲げるものを除く)における交換請求については、当該交換請求の受</p>

<p>付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. 対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>③～⑭ <略></p>	<p>付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の4営業日間 2. 対象指数構成銘柄の変更、増減資などに伴なう株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間 3. <u>計算期間終了日の前営業日</u> 4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <p>③～⑭ <略></p>
---	--